

地震に対する非常措置について

京都市域のいずれかの行政区で、震度5弱以上の地震があった場合、以下のようないくつかの措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

このお知らせは、ご家庭で必ず保管しておいてください。

I. 登校前に発生した場合

- (1) 下校後午前0時までに発生した場合、翌日は臨時休業です。
- (2) 午前0時以降登校前までに発生した場合、当日は臨時休業です。
- (3) 土日などの休業日や休業前日の下校後に発生した場合、原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。しかし、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、改めて学校から連絡します。

※臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況等を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

※連絡方法

学校ホームページや、すぐーるにより連絡します。

2. 在校中に発生した場合

- (1) 直ちに臨時休業としたうえで余震の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。帰宅については、保護者への「引渡し帰宅」とします。

※連絡方法

学校ホームページや、すぐーるにより連絡します。

※大規模な災害等で、通信手段が使用できない等、不測の事態になった場合は、連絡を待たず来校してください。保護者への「引渡し帰宅」とします。

※災害時には電話等、通信手段がつながりにくくなる恐れがあるため、臨時休業や引渡し帰宅対応についてご承知いただきますようよろしくお願ひいたします。お子達にもその旨ご指導いただきますようお願いします。